

# 新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い(教員用)

## ◆出校前におこなってもらいたいこと

- (1) 出校日には、出校前に体温を必ず計り、熱があったら出校はしないでください。
- (2) 朝から強いだるさ(倦怠感)を感じたら、出校はしないでください。
- (3) 上記(1)(2)で大学での講義ができない場合は必ず、法人事務局及び大学事務局にご連絡ください。(出校はしないでください)

電話番号:0556-62-0107(身延山大学) メールアドレス:gakumu@min.ac.jp

## ◆新型コロナウイルス感染症予防及び拡大を防ぐための対策について

### 1 基本的な感染予防対策

- (1) 風邪や季節性インフルエンザ等種々の感染症を含めた予防と同じように、普段から咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえ)手洗い(手指消毒)などの感染症対策を実施してください。
- (2) 密閉空間など換気が悪く、人が密に集まって過ごすような場所が集団感染の原因となっています。このような場所をなるべく避けるようにしてください。

#### ① 集団感染が起こった場所や状況

- ・スポーツジム・屋形船・ビュッフェスタイルの会食・雀荘・スキーのゲストハウス
- ・密閉された仮設テント

#### ② 集団感染の共通点

- ・換気が悪い・人が密に集まり過ごすような空間・不特定多数が接触するおそれが高い場所

電話番号:0556-62-0107(身延山大学) メールアドレス:gakumu@min.ac.jp

### (3) 参考(厚生労働省ホームページ)

- ① 新型コロナウイルスを防ぐには(2020年2月25日改訂版)
- ② 一般的な感染症対策について
- ③ 手洗い
- ④ 咳エチケット

### 2 海外への渡航について

海外へ渡航する際は外務省のMOFA海外安全ホームページ(※1)及び厚生労働省検疫所ホームページ(※2)等で最新の情報を確認し細心の注意を払ってください。

また、海外からの帰国(入国)の際には、必ず事前に法人事務局及び大学事務局に連絡してください。

なお、海外からの帰国(入国)者を含む全ての方について、次の症状がある場合は「帰国者・接触者相談センター」へ必ず相談してください。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- (2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

「帰国者・接触者相談センター」で相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

また、厚生労働省のホームページ（※2）の「新型コロナウイルスを防ぐには」に関連情報が記載してありますのでご確認ください。

※1 <http://www2.anzen.mofa.go.jp>（外務省のMOFA海外安全ホームページ）

※2 <http://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>（厚生労働省検疫所ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)  
（厚生労働省ホームページ）

#### ◆本学の新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下の通りとします。

##### 1 講義の停止

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、講義の停止となります。

##### 2 講義停止の期間

講義の停止期間は「治癒するまで」となり、医師の治癒証明書が出るまでは講義の再開はできません。受診している医療機関の医師に感染症が治癒し出校に支障がないことを証明する診断書を発行していただき、法人事務局及び大学事務局に提出してください。

##### 3 講義の停止により欠席した授業等の取扱いについて

講義の停止により休講した場合は、原則として補講を行っていただきます。また学生の不利益とならないように、レポートの提出での評価や集中講義等を行ってください。

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合の休講とそれに関わる補講は原則としてそれぞれ5回までとしてください。
- (2) 病状が重篤化して講義の継続が不可能と判断された場合は、早めに申し出てください。学内にて協議し、代講をさせていただく場合もあることをご了承願います。

##### 4 感染した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに電話又は電子メールにより、次に掲げる事項について法人事務局及び大学事務局に報告してください。（出校はしないでください）

電話番号：0556-62-0107（身延山大学） メールアドレス：gakumu@min.ac.jp

- (1) 診断日
- (2) 受診した医療機関
- (3) 現在の状況
- (4) 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- (5) 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
- (6) 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況（授業等への出席状況を含む。）
- (7) 今後の見通し等に係る医師等の所見

## 5. 濃厚接触者となった可能性がある場合について

濃厚接触者（※1）となった可能性がある場合も法人事務局及び大学事務局に電話又は電子メールで連絡してください。（出校はしないでください）濃厚接触者と判断された場合は、感染者と接触した日から14日間の自宅待機となります。その間、毎朝・毎夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、次の症状が出た場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談して下さい。

(1) 風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

(2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

(3) 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記（1）（2）の状態が2日間続く場合

「帰国者・接触者相談センター」で相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。なお、当該医療機関を受診する旨及び受診後の受診結果を必ず法人事務局及び大学事務局へ連絡してください。

※1 「濃厚接触者」とは、

- ①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者。
- ②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。

※3 「帰国者・接触者相談センター」一覧（山梨県内問合せ先保健所）

名称	電話番号	管轄地域
中北保健所 (地域保健課)	055-237-1403	甲斐市、中央市、昭和町
中北保健所峡北支所 (地域保健課)	0551-23-3074	韮崎市、南アルプス市、北杜市
峡東保健所 (地域保健課)	0553-20-2752	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南保健所 (地域保健課)	0556-22-8158	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部保健所 (地域保健課)	0555-24-9035	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
甲府市保健所 (医務感染症課)	055-237-8952	甲府市

各都道府県にも「帰国者・接触者相談センター」があります。各都道府県別ホームページで確認し連絡してください。

山梨県新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル

令和2年1月29日から山梨県民の皆様の相談窓口として相談ダイヤルが開設されました。

電話番号：055-223-8896 FAX：055-223-1499

開設時間：平日 午前9時～午後5時

◆ 講義における新型コロナウイルス感染症の対策について

1 基本的な感染予防対策

風邪や季節性インフルエンザ等種々の感染症を含めた予防と同じように、普段から咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）手洗い（手指消毒）などの感染症対策を実施してください。


2 講義について

年度当初予定及び学年歴の通り、年度当初ガイダンス・講義及び学内行事が実施されます。変更がありましたらメール及び掲示にて随時連絡いたします。

また、原則として本学にご出講を頂いて講義をお願いいたします。テレビ会議システムを利用した同時双方向型の遠隔授業、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業等、メディアを利用して行う授業を行うことはいたしません。（行政通知等があった場合はその都度検討します。）

3 講義における座席について

講義における座席については、必ず、前後左右空けて学生同士を隣接して座らせないでください。このように座れない場合は大学事務局にご連絡ください。教室の変更を検討させていただきます。

例  所に学生を座らせるようにしてください

教卓					
	1列目は必ず空けてください。				

4 教室の換気について

換気に努め、暖房及び冷房が必要な時以外は、講義中でも若干窓は開けておいてください。（講義終了後は必ず窓を施錠してください。）